

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐本規制発第12号
令和8年1月20日

関係所属長 殿

有効	令和13年3月31日まで
許可係	

交通部長

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示の公布に伴う
交通警察の対応について（通達）

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（令和7年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号。以下「改正告示」という。別添参照）が令和7年12月26日に公布され、令和8年4月1日に施行されることとなった。

改正告示のうち、交通警察に関わる部分の趣旨等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第3条において、主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めるとされているところ、同条に基づき定められた移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）において、移動等円滑化の意義や信号機等に係る目標等が定められているが、改正告示による改正前の基本方針（以下「旧基本方針」という。）の目標は令和7年度末までのものとなっていた。

そのため、関係省庁において学識経験者や障害者団体等を構成員とする検討会を開催し、同検討会における検討結果を踏まえ、令和8年度以降の目標を定めるため、基本方針が改正された。

2 改正の内容

旧基本方針に掲げられた信号機等に係る数値目標については、目標に係る期間を令和12年度末までとした上で引き続き掲げるとともに、以下を新たに数値目標以外の目標として掲げられた。

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路以外の道路についても、高齢者、障害者等の通行の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の

地域の実情を踏まえて、信号機等の移動等円滑化を可能な限り実施する。

3 留意事項

改正告示による改正後の基本方針（以下「新基本方針」という。）では、法第25条に基づく基本構想の作成市町村数に係る数値目標が引き続き掲げられたほか、基本構想の見直し等を実施した市町村の割合に係る数値目標が新たに掲げられた。このため、今後、基本構想の作成又は見直しが増加し、これに伴い、信号機等の移動等円滑化を実施すべき対象箇所も増加することが想定されることに留意すること。

また、従前から、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路以外の道路においても、高齢者、障害者等の通行の実態、地域の実情、要望等を踏まえ、その必要性を個別に判断し、信号機等の移動等円滑化を実施しているところであるが、新基本方針では、この取組を数値目標以外の目標として掲げ、明確化された。

各警察署にあっては、引き続き、当該道路についても、必要な箇所については、視覚障害者をはじめとする高齢者、障害者等の移動等円滑化を促進するとともに、信号機等の移動等円滑化を実施すべき対象箇所に関する問合せや相談がなされた際は、適切に対応し、交通規制課へ報告すること。

なお、信号機等に係る数値目標に「原則として」とあるのは、他の事業の実施と併せて交通安全特定事業を実施しようとするときに先行すべき他の事業が実施されない場合、災害の発生等により事業を実施しないことに関しやむを得ない事情がある場合等を除く趣旨であることに留意すること。

※ 別添省略